

館林地区消防組合消防本部の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

館林地区消防組合

管理者 多田善宏

館林地区消防組合規則第3号

館林地区消防組合消防本部の組織に関する規則の一部を改正する規則

館林地区消防組合消防本部の組織に関する規則（昭和58年館林地区消防組合規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「警防課 警防係 装備係 救急管理係」を「警防課 警防係 装備係」に、「通信指令課 指令第一係 指令第二係」を「指令救急課 指令第一係 指令第二係 救急管理係」に改める。

第8条予防課を次のように改める。

予防課

予防係・設備係

- (1) 建築物の同意事務に関する事。
- (2) 消防用設備等の指導及び検査に関する事。
- (3) 防火対象物の防火指導に関する事。
- (4) 査察に関する事。
- (5) 火災予防対策と広報に関する事。
- (6) 防火・防災管理に関する事。
- (7) 住宅防火対策に関する事。
- (8) 防火協力団体に関する事。
- (9) 法令に基づく各種届出に関する事。

保安係

- (1) 危険物規制事務に関する事。
- (2) 危険物施設等の災害、火災予防指導に関する事。
- (3) 高圧ガス等の火災予防事務に関する事。
- (4) 少量危険物、指定可燃物等の災害、火災予防指導に関する事。
- (5) 火災原因、損害の調査に関する事。

- (6) 火災報告、り災証明等に関する事。
- (7) 火災調査技術の研究に関する事。
- (8) 危険物災害の調査に関する事。
- (9) 手数料等の徴収に関する事。
- (10) 講習等に関する事。
- (11) 各種統計に関する事。
- (12) 法令に基づく各種届出に関する事。
- (13) 防火協力団体に関する事。

第8条警防課警防係第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第13号までを1号ずつ繰り上げる。

第8条警防課装備係に次の1号を加える。

- (9) 車両共済及び建物共済等保険に関する事。

第8条警防課救急管理係を削る。

第8条通信指令課を次のように改める。

指令救急課

通信指令係・指令管理係

- (1) 火災、救急、救助その他災害の出動指令に関する事。
- (2) 災害の情報収集、情報伝達及び即報に関する事。
- (3) 通信施設の運用管理に関する事。
- (4) 通信指令員の指導、教養に関する事。
- (5) 気象の観測及び気象情報に関する事。
- (6) 防災情報システムの運用管理に関する事。
- (7) 救急医療情報の収集、伝達及び案内に関する事。
- (8) 通報統計に関する事。
- (9) 緊急通報システムに関する事。
- (10) その他通信業務及び無線業務に関する事。

救急管理係

- (1) 救急業務の企画及び運営に関する事。
- (2) 救急技術の研究及び指導に関する事。
- (3) 救急業務の高度化推進に関する事。
- (4) 救急資機材の整備及び保全に関する事。
- (5) 応急手当普及啓発に関する事。
- (6) 患者等搬送事業の指導及び認定に関する事。
- (7) 救急統計及び報告に関する事。
- (8) 救急救命士及び救急隊員の教育、指導及び研修に関する事。
- (9) 救急医療機関及びその他関係機関との連絡調整に関する事。

(10) メディカルコントロール体制に関すること。

(11) その他救急事務に関すること。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。